

八丈島火山避難計画 (素案)

平成30年 月

八丈島火山防災協議会

※噴火警戒レベル導入に必要な防災対策をまとめたものであり、今後本計画（素案）を基に避難計画を検討していく。

目 次

1	計画の目的	1
2	計画の位置付け	1
3	計画の構成	1
4	用語例	2

【本編】

第1部	八丈島の概要	本- 1
第1章	基本情報	本- 1
1	自然条件・社会条件	本- 1
2	八丈島火山の概要	本- 2
3	八丈島火山の噴火履歴	本- 4
4	参考文献	本- 8
第2章	想定される火山活動等	本-10
1	想定される火山活動	本-10
2	想定される噴火ケースと火山現象	本-11
3	噴火事象系統樹	本-12
4	火山ハザードマップ	本-13
5	噴火警戒レベル	本-16
6	参考文献	本-18
第2部	平常時からの備え	本-19
第1章	火山観測・監視	本-19
1	国等の火山観測・監視体制	本-19
2	住民等が異常を発見した際の通報	本-19
3	火山活動の状況等の共有	本-20
第2章	防災関連施設等	本-21
1	避難施設	本-21
2	防災行政無線施設	本-21
3	港・空港等	本-21
4	備蓄	本-21
第3章	防災関係機関等との連携	本-23
1	コアグループ	本-23
2	八丈島火山防災協議会	本-23
第4章	火山防災知識等の普及啓発	本-24
1	住民への普及啓発	本-24
2	来島者への普及啓発	本-24
3	児童・生徒への普及啓発	本-24
第5章	避難促進施設における対応	本-24
第6章	避難訓練	本-24

第3部 避難計画	本-25
第1章 基本方針等	本-25
1 基本方針	本-25
2 噴火警戒レベルと避難対応の目安	本-26
第2章 火山活動が活発化した場合の対応	本-28
1 防災関係機関の活動態勢	本-28
2 共同検討体制	本-29
3 自衛隊への災害派遣要請	本-30
4 噴火警報・予報の伝達	本-32
5 情報連絡体制	本-32
第3章 立入規制	本-33
1 立入規制の実施	本-33
2 住民等への周知	本-34
3 立入者の把握	本-34
第4章 警戒区域	本-35
1 警戒区域の設定・解除	本-35
2 住民等への周知	本-35
第5章 避難情報	本-36
1 避難情報の発令	本-36
2 避難情報の伝達	本-38
第6章 避難対応	本-40
1 防災関係機関の準備	本-40
2 一般住民の島内避難	本-40
3 一般住民の島外避難	本-43
4 児童・生徒等の避難	本-45
5 避難行動要支援者の避難	本-46
6 来島者の避難	本-46
7 住民の自主避難	本-47
8 避難に際し住民のとるべき対応	本-47
第7章 避難に伴う対応措置	本-48
1 医療救護	本-48
2 行方不明者等の捜索・救助	本-48
3 ペットの同行避難	本-48
4 産業動物対策	本-48
5 残留機関の現地活動対策	本-48
第8章 避難生活	本-49
1 島内での避難生活	本-49
2 島外での避難生活	本-51

【マニュアル編】

※マニュアル編は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。

【附属資料】

※附属資料は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。

本計画中の地図は、国土地理院発行の地形図を使用しています。

1 計画の目的

八丈島では、居住地域が活火山の山麓に位置しており、噴火に伴う噴石や溶岩流などの火山現象による影響が噴火開始からごく短時間で居住地域に及ぶが、噴火の兆候から本格的な噴火に至るまでのリードタイムを見積もることは難しい。

また、状況によっては船舶等を利用した島外避難が必要となることも想定されるため、噴火の兆候の認知後、速やかに避難準備に取り掛かり、混乱なく迅速な避難を実施するためには、避難計画をあらかじめ具体的に定めておく必要がある。

本計画は、以上のことを踏まえ、八丈島の火山活動が活発化した場合において、関係機関が協力して住民および来島者の安全を確保し、円滑に避難できるようにすることを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、八丈島の地域の状況や特性に合った具体的で実践的な避難計画を目指し、八丈島火山防災協議会の構成機関が協議の上、策定するものである。

なお、本計画は、避難に関する基本的な事項について防災関係機関の役割等を示したものであり、噴火時等には、火山活動の状況等に応じて臨機かつ柔軟な対応が必要である。

また、本計画について新たな知見や課題が明らかになった場合には、適宜、修正や充実を図ることとする。

3 計画の構成

本計画の構成と主な内容は、次のとおりである。

表 八丈島火山避難計画の構成

構成	主な内容
本編	<ul style="list-style-type: none">○ 八丈島の基本情報、想定される火山活動など○ 防災関係機関による平常時からの備え○ 火山活動が活発化した場合の避難対応に関する基本方針や防災関係機関の役割など
マニュアル編 ※本避難計画 (素案)策定後 検討を行う。	<ul style="list-style-type: none">○ 噴火警戒レベル1における火山現象の発生、または噴火警戒レベル2以上の発表から避難対応までの防災関係機関の役割等について、本編の内容を次の観点により整理、補足したもの<ul style="list-style-type: none">・ 噴火警戒レベルおよび噴火ケースごとに示す。・ 突発的に噴火が発生する場合や噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられない場合でも対応できるように示す。・ 時系列で示す。・ 図表等を用いて分かりやすく示す。・ 防災関係機関の連携および認識の共有に必要な情報を示す。・ 避難対応における留意事項等の活動に必要な情報を示す。

4 用語例

本計画で使用する用語等は、次のとおりとする。

表 地域等の標記

標記	説明
区市町村	東京都に属する全区市町村をいう。
島しょ	東京都の地域のうち、島しょ町村の所在する地域をいう。
島内	八丈島内の地域をいう。
島外	八丈島以外の地域をいう。

表 機関名等の標記

標記	機関等
町	八丈町
都	東京都
支庁	東京都八丈支庁（東京都教育庁八丈出張所、東京都島しょ保健所八丈出張所を含む。）
警察署	八丈島警察署
消防本部	八丈町消防本部
消防団	八丈町消防団
火山監視・警報センター	気象庁地震火山部火山課火山監視・警報センター
東京管区气象台	気象庁東京管区气象台
海上保安本部	第三管区海上保安本部
観光協会	一般社団法人八丈島観光協会
東海汽船	東海汽船株式会社
東京バス協会	一般社団法人東京バス協会
NTT東日本	東日本電信電話株式会社
NTT西日本	西日本電信電話株式会社
東京電力八丈島事務所	東京電力パワーグリッド株式会社 東京総支社島嶼業務センター八丈島事務所
NTT八丈島サービスセンタ	NTT東日本株式会社 ー南関東東京事業部東京西支店設備部八丈島サービスセンタ

【本編】

第1部 八丈島の概要

第1章 基本情報

1 自然条件・社会条件

(1) 自然条件

八丈島は、東京の南方海上約290kmに位置する北西-南東14km、北東-南西7.5km、周囲58.91km、面積69.11km²のまゆ形の島であり、伊豆諸島からマリアナ諸島へ連なる火山島のうちの一つである。島の北西部には円錐形の西山（別名：八丈富士、標高854.3m）が、南東部には複雑な地形の東山（別名：三原山、標高700.9m）がそびえ、西山北西部沿岸および東山沿岸は急峻であるが、西山と東山の間接地帯は勾配の緩やかな平地である。

気候は、黒潮の影響を受け、温暖多湿な海洋性気候である。年平均気温は約18℃であり、気温の年較差・日較差は小さい。年平均降水量は約3200mmであり、東京の約2.1倍と多雨である。風向は8月から10月が東北東、それ以外は西および南西が卓越し、風速10m/s以上の強風日数は年間約130日である。伊豆・小笠原諸島への台風の接近は、年間約5個であり、台風のほか、寒候期の季節風、低気圧などの影響より大雨、強風、高波となることが多い。

(2) 社会条件

町の人口は7,564人、世帯数は4,385世帯で、集落は東山の裾野に坂上地域（檜立・中之郷・末吉）が、西山と東山の間接地帯に坂下地域（三根・大賀郷）が形成されている。（平成29年12月1日現在）。

島内を一周する道路は八丈一周道路（都道215号）が唯一であり、公共交通手段として町営バスが運行している。

本土との交通は、海路と空路がある。海路は、東京の竹芝桟橋と大型客船で結ばれ、所要時間は約10時間である。空路は、羽田空港と飛行機で結ばれ、所要時間は約55分である。

来島者は年間約10.5万人であり、宿泊施設（ホテル・旅館・民宿、ペンション）は75箇所（総収容者数2,187人）である。（平成28年1月現在）

2 八丈島火山の概要

八丈島火山は、東山（別名：三原山）と西山（別名：八丈富士）の2火山が接合した火山である。

東山は、玄武岩～デイサイトの成層火山で、浸食が進んだ地形をしている。少なくとも5万年前から約3700年前まで活動し、複数回のカルデラ形成があった。

西山は、約1万数千年前から活動を始めた玄武岩の新しい成層火山である。カルデラが伏在しており、その後の噴出物がカルデラ地形を覆ったものと考えられている。山頂に直径約500mの火口があり、その中に頂の平らな溶岩丘がある。南東側の山腹と山麓部、東山との接合部の低地に20以上の側火山（火砕丘）があり、海岸近くの低地にはマグマ水蒸気噴火によるタフコーン（神止山など）がある。なお、西山北方を中心とした海底に多数の火口列が認められる。

有史以降、17世紀までに数回の活動記録があるが、噴火地点は不明、大規模な噴火ではなかったと考えられている。陸上での直近の噴火は、1605年に西山南東山腹で発生した中規模の割れ目噴火である。また、2002年には、西山直下にマグマが貫入したと推定される噴火未遂が発生した。噴火すればスコリア放出、溶岩流出などの活動が想定されるが、海岸近くの低地ではマグマ水蒸気噴火の可能性はある。

※大規模噴火、中規模噴火、小規模噴火を分ける閾値は、それぞれ4000万DRE m³、40万DRE m³とした。なお、「DRE」とは、マグマ噴火やマグマ水蒸気噴火による総噴出物量をマグマの容積に換算したものである。

（参考：日本活火山総覧（第4版）八丈島，p1013，気象庁（2013）、Ishizuka et al（2008）、杉原（1998））



図 八丈島の地形図(気象庁, 2013)

3 八丈島火山の噴火履歴

八丈島火山の形成史、有史以降の火山活動、火口分布、災害実績を以下に示す。

(1) 形成史

八丈島火山の形成史は、東山と西山の活動に区分される。

ア 東山

少なくとも5万年前から約3700年前（古期成層火山から新期成層火山の三根期）に活動した。最近1万年間の活動は、山腹から山麓にかけて発生した側噴火である。最新の噴火は、約3700年前に発生しており、約1万年前から3700年前までの間に、軽石噴火、スコリアの放出、水蒸気噴火等が起こっている。

イ 西山

1万数千年前から活動している。約1万年前から4000年前までの間に、多数の噴火による堆積物が確認できる。これらの堆積物は、マグマ水蒸気噴火によるものと、それ以外の噴火による降下スコリアとに分類される。東山の活動の停止以降は、西山だけの活動となり、降下スコリアとマグマ水蒸気噴火による堆積物が確認されている。また、有史以降の1605年には、南東山腹で割れ目噴火が発生した。

(参考：日本活火山総覧(第4版)八丈島, p1017, 気象庁(2013)、杉原(1998))

(2) 有史以降の火山活動

八丈島火山の有史以降の火山活動について、噴火年代、噴火規模、噴火様式、噴火場所、活動経過・発生現象を整理し、次表に示す。

表 八丈島火山の有史以降の噴火及び地震活動

噴火年代	現象	噴火規模 (マグマ噴出量)	噴火様式	噴火場所	活動経過・発生現象
1487年	噴火	—	噴火	西山	12月7日。 このため飢饉となる。
1518～ 1523年	噴火	—	マグマ噴火	西山山頂	2月18日～。桑園に被害。
1605年	噴火	中規模 (0.0046DREkm ³)	マグマ噴火	西山南東斜面 割れ目火口列	火砕物降下、溶岩流。 田畑に被害。
1691～ 1692年	地震	—	—	—	1ヶ月に10～20回程度の割合で有感地震。
1696～ 1697年	地震	—	—	—	1ヶ月に数回程度の割合で有感地震。
2002年	地震・ 地殻変動	—	—	—	8月中～下旬。西山から北西沖、深さ10～20kmで地震活動活発化。地殻変動も確認され、西山直下にマグマが貫入したと推定される。

(参考：日本活火山総覧(第4版)八丈島, p1018, 気象庁(2013))

(3) 火口分布

八丈島火山の火口分布は、カルデラを中心とした山頂火口と、北西－南東方向に配列する側火山および割れ目火口により特徴付けられる。また、最近の活動の中心である西山とその付近においては、西山山頂火口、西山山腹～西山と東山の接合部での山腹割れ目火口に加え、海岸付近でのマグマ水蒸気噴火でできたタフコーン等の火口がある。

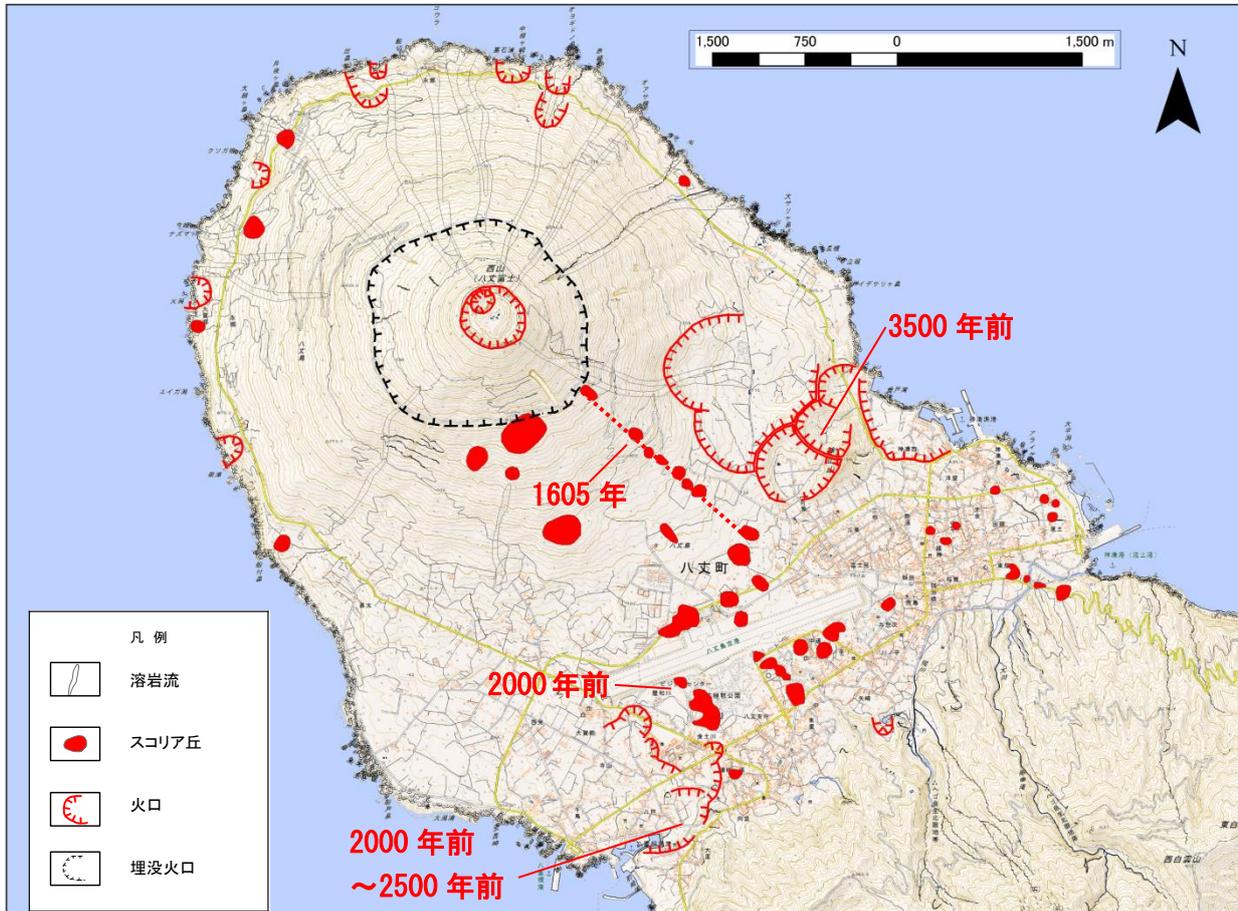


図 八丈島火山の火口分布図

(津久井(1993)に杉原・嶋田(1998)のデータほかを加筆、背景図を改変)

(背景図：国土地理院地形図)

(4) 災害実績

八丈島火山の有史以降の噴火について、西山山腹で発生した 1605 年噴火の災害実績図を示す。



1. タフコーン, 2. スコリア丘, 3. 割れ目火口,
4. カルデラまたは火口, 5. 中央火口丘, 6. 溶岩の流出方向

図 八丈島火山 1605 年噴火の災害実績図 (杉原・嶋田, 1998).

Ny4 : 1605 年噴火の割れ目火口から放出されたスコリア層

4 参考文献

文献名	備考
平成 27 年版事業概要	八丈支庁 (2016)
The magmatic plumbing of the submarine Hachijo NW volcanic chain, Hachijojima, Japan: Long-distance magma transport?.	Ishizuka, O., et al. (2008) J. Geophys. Res., 113
5 万分の 1 地質図幅「八丈島」及び同説明書	一色直記(1959) 地質調査所, 58
GPS により観測された八丈島における地殻変動とそのダイク貫入モデルの推定 (2002 年 8 月 13~22 日)	木股文昭・メイラノ イルワン・深野慶太(2004) 火山, 49, 13-22
日本活火山総覧 (第 4 版)	気象庁(2013)
Magmatic dike resonances inferred from very-long-period seismic signals	Kumagai, H., Miyakawa, K., Negishi, H., Inoue, H., Obara, K., Suetsugu, D(2003) Science, 299, 2058-2061
過去 1 万年間の噴出物にみる八丈島東山火山後期の活動と西山火山の成長	菅香世子(1993) 火山, 38, 115-127
八丈島東山火山の活動史	菅香世子(1994) 火山, 39, 13-24
八丈島火山の形成史に関する 2, 3 の新知見	菅香世子・川手新一・青池寛(1997) 火山, 42, 227-231
伊豆諸島の八丈島・三宅島における鬼界アカホヤ火山灰の発見と縄文遺跡編年上の意義	杉原重夫・小田静夫(1990) 駿台史学, 79, 35-45
八丈島, 東山火山のテフロクロロジー	杉原重夫(1998) 地学雑誌, 107, 390-420
八丈島における過去 30,000 年間にわたるテフラのカタログ	杉原重夫(1995) 明治大学人文科学研究所紀要, 37, 273-290
八丈島, 西山火山南東麓における最近 2,500 年間の噴出物の層序と噴火年代	杉原重夫・嶋田 繁(1998) 地学雑誌, 107, 695-712
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(八丈島編)(平成 2 年 5 月)	東京都防災会議(1990)
八丈島東山火山・西山火山の噴火史	津久井雅志(1993) 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果, 79-86
八丈島西山火山の災害予測図	津久井雅志(1993) 文部科学省研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果, 295-296

文献名	備考
八丈島西山火山の噴火史	津久井雅志(2003) 火山噴火予知連絡会会報, 83, 67-69
八丈島東山火山の最近 22,000 年間の噴火史	津久井雅志・森泉美穂子・鈴木将志 (1991) 火山, 36, 345-356
八丈島東山火山・西山火山の噴火史とマグマの特徴	津久井雅志・中野 俊(2004) 日本地質学会第111年学術大会見学旅行 案内書, 71-80
八丈島東山火山の最近 30,000 年間のマグマ供給系 の変遷	津久井雅志・鈴木将志・佐野綾子(1993) 火山, 38, 199-212
日本の主要第四紀火山の積算マグマ噴出量階段図	山元孝広(2015) 地質調査総合センター 研究資料集 No. 613, 21) 八丈島

第2章 想定される火山活動等

1 想定される火山活動

(1) 火口位置

八丈島火山では、西山を中心に山頂噴火および山腹噴火が発生する可能性が高い。なお山腹噴火は、北西 - 南東方向に火口が開く可能性が高く、割れ目が居住地域にまで伸びる可能性がある。

また、東山では、過去1万年の間に山頂噴火および山腹噴火が発生しているが、約3700年前の噴火以後は発生していない。

(2) 噴火特性（火山現象、噴火様式など）

八丈島火山の噴火特性は以下のとおりである。

- 玄武岩質の島しょ火山であり、基本的には伊豆大島火山、三宅島火山と同様であるが、2火山との違いは、西山山頂カルデラの埋積が進んでいることと、活動の不活発な東山火山が接していることである。
- 溶岩噴泉、溶岩流だけでなく、火砕物を伴う爆発的噴火（準プリニー式）もあり得る。
- 西山では、過去にカルデラが形成されたこともあったようであるが、現在は埋積が進んでおり、山頂火口から溶岩が溢流すると、地形的な障壁はなく、谷に沿って山腹に流下する。
- 溶岩の粘性が低いため、山腹を流下する場合は、短時間で山麓および海岸部に達する可能性がある。
- 海岸近くや浅い海底で噴火が発生する場合は、爆発的なマグマ水蒸気噴火を起こすこともある。マグマ水蒸気噴火が発生する可能性のある陸域の標高および海域の水深は、以下のとおりである。
 - 陸域：標高 60m以下（集落地域）、標高 150m以下（西山の北・東・西）
 - 海域：水深 100m以浅（火砕サージ発生）、水深 400m以浅（海面等に噴煙）
- 西山と東山の境界部については、東西の港湾周辺でのマグマ水蒸気噴火の可能性を想定する必要がある。
- 西山の山頂噴火と山腹噴火の時間的な関連などの噴火推移の系統性については、これまでの実績からは、現時点では不明である。
- 東山に引き続いて西山でも噴火したと考えられる実績が 4000 年前以前に 2 回程度あるため、東山が噴火すると、続いて西山が噴火する可能性がある。

2 想定される噴火ケースと火山現象

八丈島火山で想定される噴火ケースおよび各ケースで想定される災害要因となる火山現象は、以下のとおりである。

なお、避難計画における防災対応上想定する噴火ケースは西山噴火（山頂噴火、山腹噴火、カルデラ形成噴火）のみとし、活火山ではあるが不活発な東山噴火は外すこととする。また、カルデラ形成噴火は、避難計画の検討においては山頂噴火に含めることとする。

表 噴火ケースと火山現象

噴火ケース		火山現象
西山	山頂噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流
	カルデラ形成噴火	噴石、火山灰、火砕流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流
	山腹噴火	噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ、降灰後土石流

3 噴火事象系統樹

噴火の規模、様式、推移予測などの、より高度な火山噴火予知を目指すためには、過去の噴火履歴や火山学的知見に基づいて、事前に、予想される噴火前駆現象や噴火活動推移を網羅した噴火事象系統樹を検討しておくことが有用である。

本系統樹は、八丈島火山防災協議会火山現象検討部会において検討し、作成した。

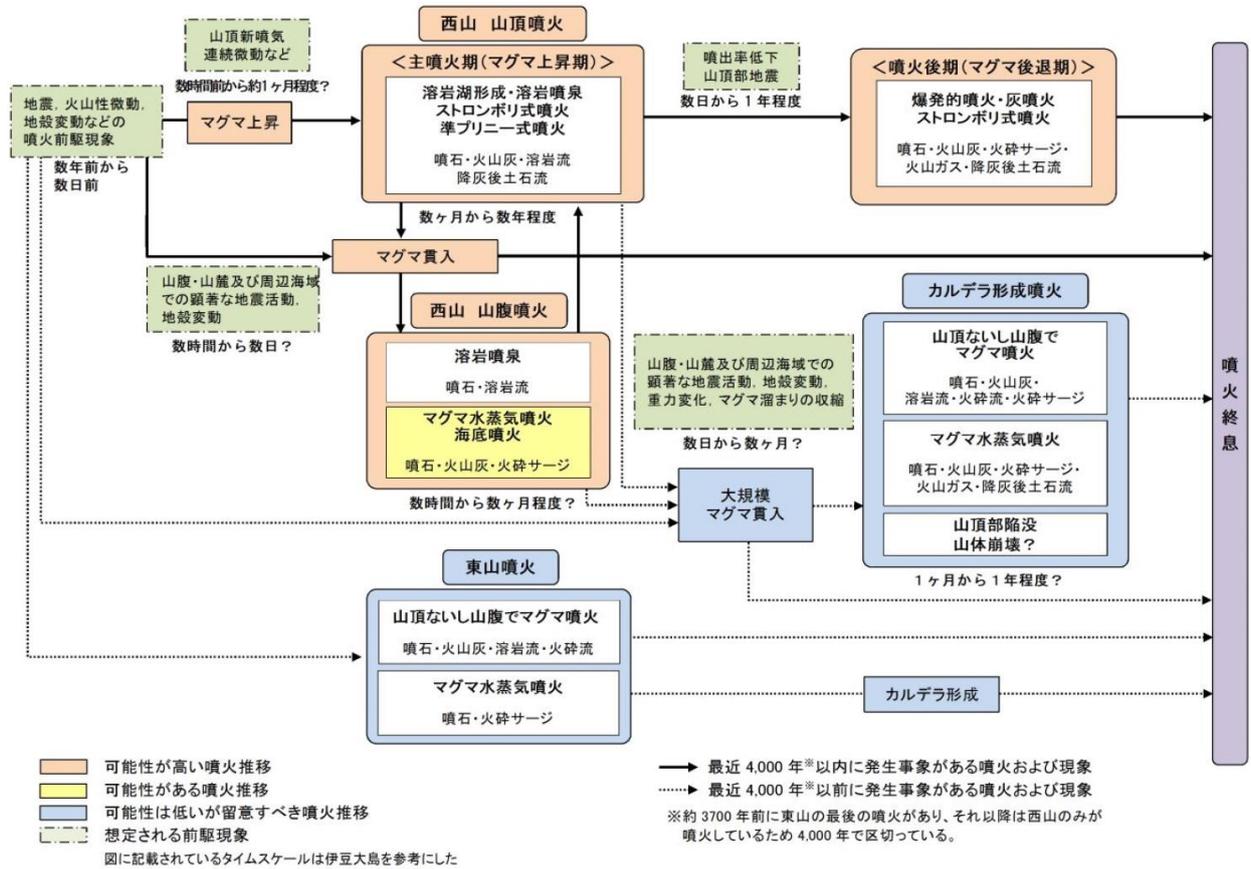


図 八丈島火山の噴火事象系統樹(八丈島火山防災協議会火山現象検討部会, 2017)

4 火山ハザードマップ

火山ハザードマップとは、各火山災害要因（大きな噴石、溶岩流など）の影響が及ぶおそれのある範囲を地図上に特定し、視覚的に分りやすく描画したものである。また、火山ハザードマップに、防災上必要な情報（避難先等に関する情報、噴火警報等の解説、住民等への情報伝達手段など）を付加したものを火山防災マップという。

八丈島火山では、「想定火口位置」、「大きな噴石」、「火砕サージ」、「火山灰(小さな噴石を含む。）」、「溶岩流」について火山ハザードマップ（八丈島火山防災協議会, 2017）が作成されている。火山ハザードマップの一部を以下に示す。

※下図の電子データは、東京都防災ホームページから取得できる。

(http://www.bousai.metro.tokyo.jp/_res/projects/default_project/_page_/001/003/774/hachi_jyo_map.pdf)

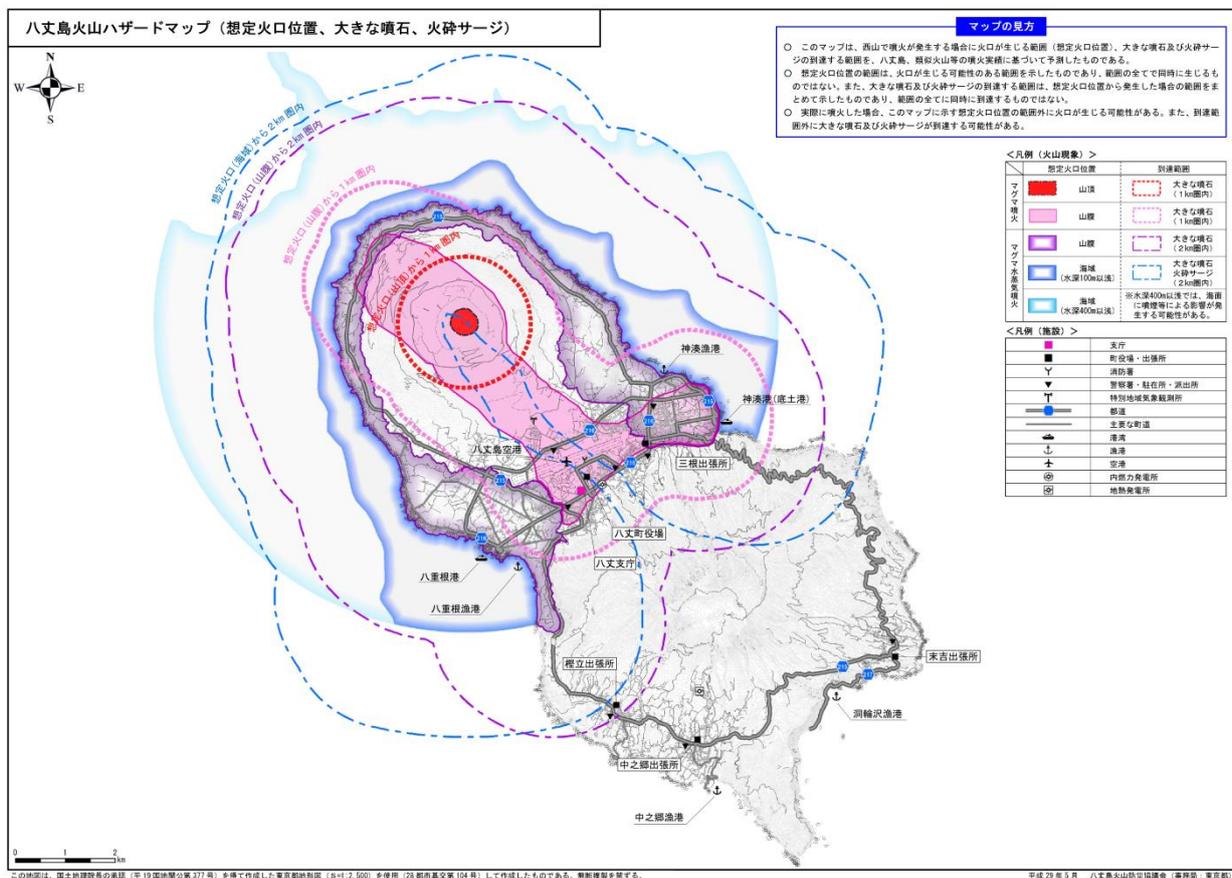


図 八丈島火山ハザードマップ想定火口位置、大きな噴石、火砕サージ
(八丈島火山防災協議会, 2017)

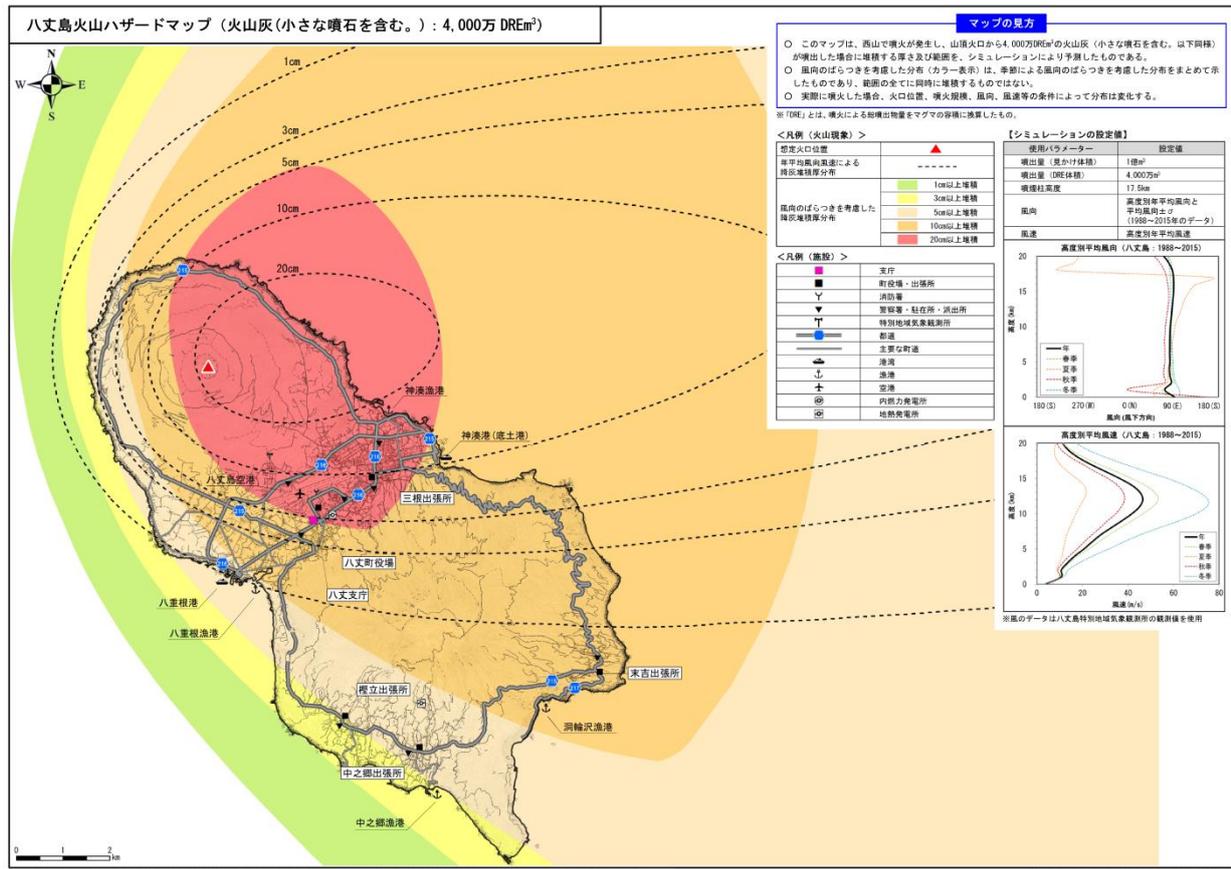


図 八丈島火山ハザードマップ火山灰(4000万 DRE m³) (八丈島火山防災協議会, 2017)

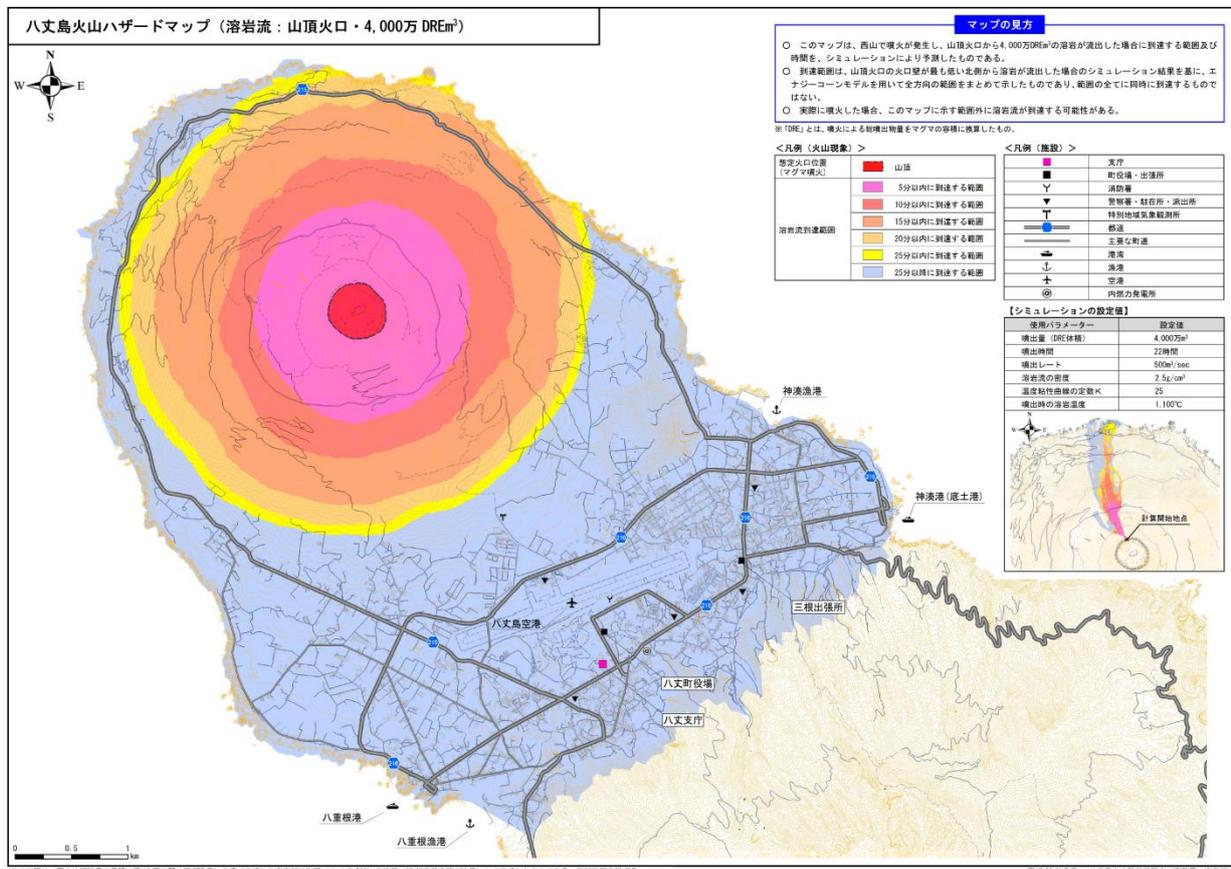


図 八丈島火山ハザードマップ溶岩流(4000万 DRE m³) 山頂(八丈島火山防災協議会, 2017)

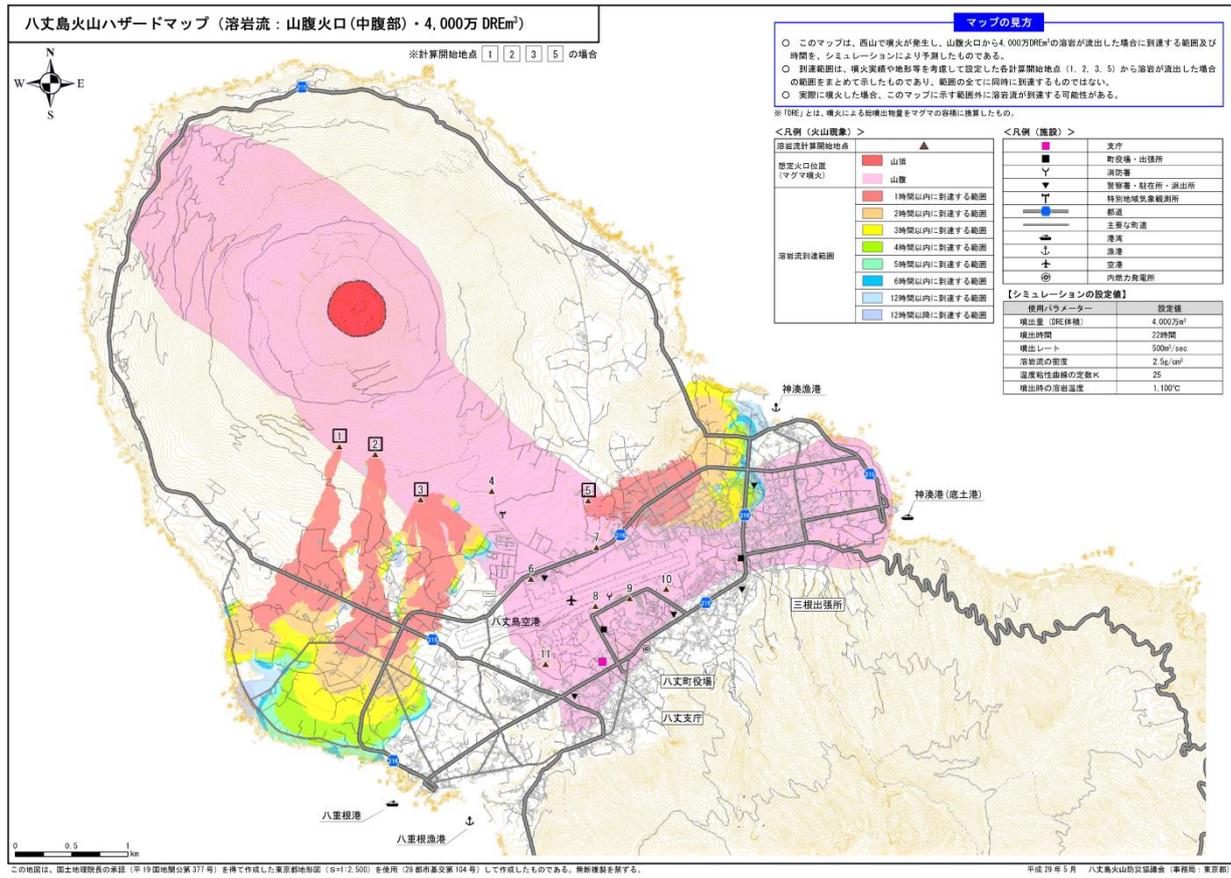
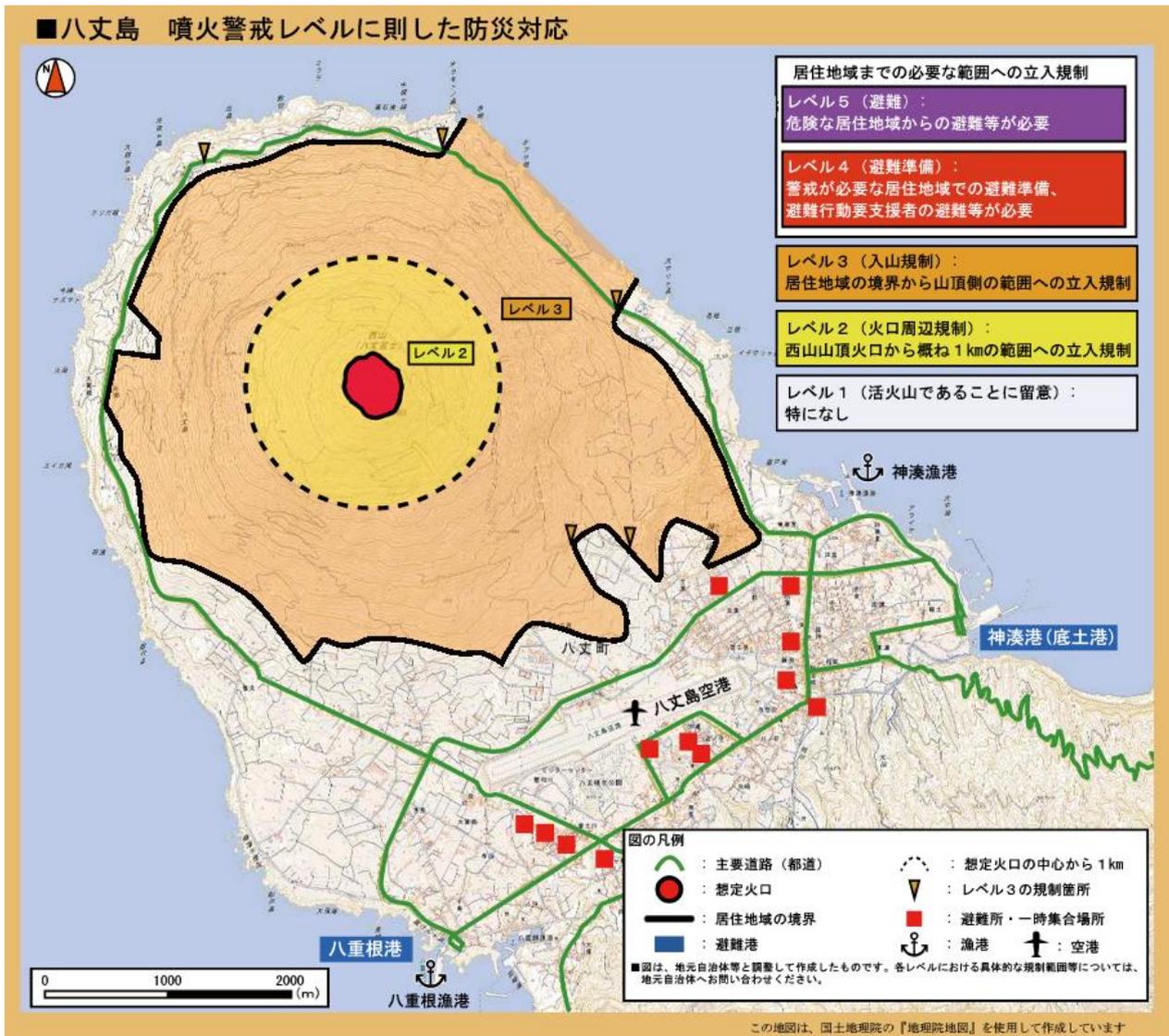


図 八丈島火山ハザードマップ溶岩流(4000 万 DRE m³) 山腹中腹部(八丈島火山防災協議会, 2017)

5 噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分した指標である。

噴火警戒レベルが運用されている火山では、火山防災協議会で合意された避難計画等に基づき、気象庁は「警戒が必要な範囲」を明示し、噴火警戒レベルを付して噴火警報・予報を発表し、市町村等の防災機関は入山規制や避難勧告等の防災対応をとる。



八丈島の噴火警戒レベル

対象範囲	レベル	火山活動の状況	住民等の行動及び 登山者・入山者等 への対応 (※)	想定される現象等
居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 有史以降の事例なし 山腹または浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達、あるいは切迫している。 【過去事例】 1605年：西山南東斜面で噴火、溶岩流
	4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難準備、避難行動要支援者の避難等が必要。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし 山腹または浅い海域で噴火が発生し、大きな噴石、溶岩流、火砕サージが居住地域に到達する可能性がある。 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	登山禁止・入山規制等、危険な地域への立入規制等。 状況に応じて避難行動要支援者の避難準備等が必要。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> 山頂火口から概ね1km 付近まで大きな噴石が飛散する噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし 山頂火口から概ね1km 付近まで大きな噴石が飛散する噴火が発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は通常の生活。	<ul style="list-style-type: none"> 火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の可能性。 【過去事例】 有史以降の事例なし 火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の発生。 【過去事例】 有史以降の事例なし
火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて山頂火口内及び近傍への立入規制等。	火山活動は静穏、山頂火口内に影響する程度の噴出の可能性あり。

注1) ここでいう「大きな噴石」とは、主として風の影響を受けずに弾道を描いて飛散するものとする。

(平成30年 5月)

6 参考文献

文献名	備考
GPS により観測された八丈島における地殻変動とそのダイク貫入モデルの推定 (2002 年 8 月 13~22 日)	木股文昭・メイラノ イルワン ・深野慶太(2004) 火山, 49, 13-22
日本活火山総覧 (第 4 版)	気象庁(2013)
Magmatic dike resonances inferred from very-long-period seismic signals	Kumagai, H., Miyakawa, K., Negishi, H., Inoue, H., Obara, K., Suetsugu, D(2003) Science, 299, 2058-2061
過去 1 万年間の噴出物にみる八丈島東山火山後期の活動と西山火山の成長	菅香世子(1993) 火山, 38, 115-127
八丈島東山火山の活動史	菅香世子(1994) 火山, 39, 13-24
八丈島, 東山火山のテフロクロロジー	杉原重夫(1998) 地学雑誌, 107, 390-420
八丈島における過去 30,000 年間にわたるテフラのカタログ	杉原重夫(1995) 明治大学人文科学研究所紀要, 37, 273-290
八丈島, 西山火山南東麓における最近 2,500 年間の噴出物の層序と噴火年代	杉原重夫・嶋田 繁(1998) 地学雑誌, 107, 695-712
伊豆諸島における火山噴火の特質等に関する調査・研究報告(八丈島編)(平成 2 年 5 月)	東京都防災会議(1990)
伊豆諸島における火山噴火の特質及び火山防災に関する調査研究(平成 4 年 10 月)	東京都防災会議(1992)
八丈島東山火山・西山火山の噴火史	津久井雅志(1993) 文部省科学研究費重点領域研究「自然災害の予測と社会の防災力」研究成果
八丈島東山火山の最近 22,000 年間の噴火史	津久井雅志・森泉美穂子・鈴木将志(1991) 火山, 36, 345-356
八丈島東山火山・西山火山の噴火史とマグマの特徴	津久井雅志・中野 俊(2004) 日本地質学会第 111 年学術大会見学旅行案内書, 71-80
八丈島東山火山の最近 30,000 年間のマグマ供給系の変遷	津久井雅志・鈴木将志・佐野綾子(1993) 火山, 38, 199-212

第2部 平常時からの備え

第1章 火山観測・監視

1 国等の火山観測・監視体制

(1) 国の体制

気象庁、国土地理院、防災科学技術研究所などの機関は、八丈島の観測を行っている。

また、気象庁は、八丈島を常時観測対象の火山として位置付け、火山災害の防止、軽減に寄与する目的で震動観測、地殻変動観測、遠望観測などを行うほか、随時現地調査を行い、火山活動の推移を24時間体制で監視している。

(2) 都の体制

都は、火山噴火の予知研究と火山噴火に繋がる異常現象を捉えることを目的に、地震計、傾斜計などの観測機器を設置し、観測体制の整備を図っている。

(3) 町の体制

町は、火山観測実施機関に対して観測体制・研究体制の整備の充実が図られるよう協力するものとしており、各機関からの火山活動に関する情報収集を常時行っている。

また、必要に応じて防災関係機関が行う火山観測に協力し、火山活動に対する十分な監視体制の確立に努めている。

2 住民等が異常を発見した際の通報

(1) 通報

住民および来島者は、火山の異常現象を発見した場合、直ちに、町役場・各出張所か警察署・各駐在所、または消防本部に通報する。

町、警察署、消防本部は、通報を受けた場合、次の伝達系統により伝達する。

なお、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、火山の異常現象の評価結果を町に伝達する。

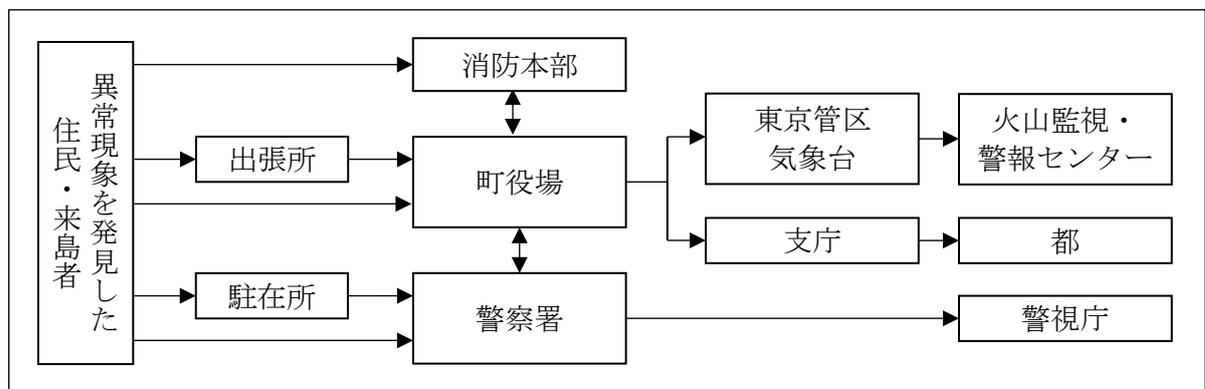


図 異常現象の伝達系統

(2) 現地調査

町、支庁、警察署、東京管区気象台及び火山監視・警報センターは、通報を受け必要があると認めた場合、協力して異常現象の把握のための現地調査を行う。

3 火山活動の状況等の共有

東京管区気象台は、町、支庁、警察署に、毎月（随時）、火山活動解説資料を配布、説明し、火山活動の状況や評価の共有を図る。

第2章 防災関連施設等

1 避難施設

(1) 一時集合場所

町は、一時集合場所（避難の際に地区の住民等が集合する場所）として、地域（三根・大賀郷・檜立・中之郷・末吉）ごとに指定している。

(2) 避難場所

町は、避難場所として、学校やグラウンドなどの空地进行を11か所指定している（平成29年10月1日現在）。

(3) 避難所

町は、避難所として、学校や公民館などの公共施設を23か所指定している。また、二次避難所（福祉避難所）として、1か所の社会福祉施設と協定を結んでいる（平成29年10月1日現在）。

2 防災行政無線施設

町は、住民等に情報を伝達するため、防災行政無線（屋外拡声子局）を41か所に設置している（平成29年10月1日現在）。

また、各家庭および事業所に対し、戸別受信機の貸出しを行っている。

3 港・空港等

(1) 港

都は、島外避難や物資輸送などに使用可能な港として、神湊港（底土港）、八重根港を整備している。なお、神湊港（底土港）および八重根港は大型船舶の接岸が可能である。また、小型船舶による避難等に使用可能な港として、神湊漁港、八重根漁港、中之郷漁港、洞輪沢漁港を整備している。

(2) 空港・ヘリポート

都は、避難や物資輸送などに使用可能な空港・ヘリポートとして、八丈島空港を整備している。

町は、災害時臨時離着陸場候補地として、富士中学校、富士野球場、大賀郷中学校、檜立運動場、三原小・中学校、末吉運動場を選定している。

4 備蓄

町および支庁は、災害時のための備蓄物資として、食料（アルファ化米、乾パン）、毛布、敷物を備蓄している。



	都道		避難場所		港湾
	主な町道		避難所		漁港
	支庁		ヘリポート		空港
	町役場		バスプール		発電所

図 防災関連施設等の位置

(背景図：国土地理院地形図)

第3章 防災関係機関等との連携

1 コアグループ

地震、噴火に備え、日頃から情報を交換し、相互の密接な連携を図るため、町、支庁、警察署、消防本部、東京管区気象台が共同でコアグループを設置する。

表 コアグループの概要

構成員	町 支庁 警察署 消防本部 東京管区気象台
-----	-----------------------------------

2 八丈島火山防災協議会

八丈島火山防災協議会は、活動火山対策特別措置法に基づき、八丈島において想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制を整備するため、都および町が共同で設置している。

協議会には、協議会の所掌事務について連絡調整、事前協議などを行うため、幹事会を設置している。また、幹事会には、協議会の所掌事務の詳細検討のため、その検討内容に深く関与する機関実務者等による検討部会を設置することができる。

表 八丈島火山防災協議会の概要

構成員	会長	都知事		
	副会長	町長		
	委員	都	副知事、教育長、危機管理監、消防総監、警視総監、関係局長	
		町	消防長	
		国	気象庁、東京管区気象台、関東地方整備局、関東地方測量部、海上保安本部、関東地方環境事務所、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊	
		火山専門家		
		その他	観光協会、東海汽船、東京バス協会	
所掌事務	次のことについて協議等を行う。 <input type="checkbox"/> 警戒避難体制の整備に関すること。 <input type="checkbox"/> 避難施設の整備等に関すること。 <input type="checkbox"/> 防災訓練の実施に関すること。 <input type="checkbox"/> 避難勧告・指示、警戒区域の設定などに関する検討および八丈町への助言に関すること。 <input type="checkbox"/> 東京都防災会議からの意見聴取に関すること。 <input type="checkbox"/> 八丈町防災会議からの意見聴取に関すること。 <input type="checkbox"/> その他必要と認められること。			

第4章 火山防災知識等の普及啓発

1 住民への普及啓発

町は、住民に対して、防災の手引や防災マップなどの配布、ホームページへの掲載を通じ、また、地域でのイベント等の機会を活用し、火山防災に関する知識・情報および本計画の普及啓発を図る。

2 来島者への普及啓発

町は、来島者に対して、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設などへの防災マップ等の掲示のほか、八丈島地熱館等の活動を通じ、火山防災に関する知識・情報の普及啓発を図る。

3 児童・生徒への普及啓発

町は、児童・生徒に対して、学校教育等を通じ、火山防災に関する知識の普及啓発を図る。

第5章 避難促進施設における対応

町防災会議は、活動火山対策特別措置法第6条に基づき、不特定多数の者が利用する施設や要配慮者が利用する施設のうち、施設の位置や規模、施設所有者または管理者の常駐の有無、その他地域の実情を考慮した上で、必要と考える施設を避難促進施設として町地域防災計画に定める。

町地域防災計画に定められた避難促進施設の所有者または管理者は、同法第8条に基づき、避難確保計画を作成・公表するとともに、これに基づき訓練を実施し、これらについて町長に報告しなければならない。

第6章 避難訓練

町は、支庁、警察署、消防本部、消防団などと連携し、噴火を想定した避難訓練の実施に努める。

第3部 避難計画

第1章 基本方針等

1 基本方針

(1) 火山活動の状況に応じた避難

避難は、気象庁が発表する「噴火警戒レベル」に基づき、「噴火ケース（山頂噴火・山腹噴火）」に応じて行う。ただし、次のことに留意する。

- 火山活動は、噴火の規模や場所、噴火に伴い発生する現象が多様であり、さらに、これらが変化することがあるため、火山活動の推移に伴う避難行動への影響を考慮する必要がある。
- 山腹噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから、避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。
- 火山活動の状況によっては、事前に噴火警戒レベルが引き上げられないまま突発的に噴火が発生する可能性があることや、必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。
- 突発的に噴火が発生した場合は、噴石等から身を守るため、堅牢な建物などの少しでも安全な場所への避難が必要である。

(2) 避難対象者に応じた避難

避難は、住民を「一般住民」と「避難行動要支援者（社会福祉施設入所者および入院患者を含む。）」に区分し、「来島者」を加えた3つの区分に応じて行う。なお、区分ごとの配慮や避難支援、避難時期の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民のうち要配慮者については、避難対応や避難生活などにおいて十分配慮する。
- 避難行動要支援者については、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して避難支援を行うとともに、避難に時間を要することから一般住民よりも早い段階で避難準備または避難を行う。
- 来島者については、一般住民よりも早い段階で避難を呼びかける。

《参考》

- ・要配慮者
高齢者や障害者など、避難行動や避難生活などにおいて特に配慮を必要とする者
- ・避難行動要支援者
要配慮者のうち、円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者
※本計画においては、社会福祉施設入所者および入院患者を含む。

(3) 島内避難と島外避難

避難対象者の区分ごとの「島内避難」と「島外避難」の方針は、次のとおりとする。

- 一般住民については、避難対象地域が一部の居住地域である場合は「島内避難」、避難対象地域が全ての居住地域に及ぶ場合または島内避難生活が困難な場合等は「島外避難」とする。
- 避難行動要支援者については、火山活動の状況等から必要な場合は「島外避難」とする。
- 来島者については、原則「島外避難」とする。

2 噴火警戒レベルと避難対応の目安

(1) 噴火警戒レベル1

規制なし。

(2) 噴火警戒レベル2

火口から概ね1 kmまでの範囲の立入規制を行う。

(3) 噴火警戒レベル3

居住地域境界より山頂側の範囲の立入規制を行う。

避難行動要支援者の避難準備、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(4) 噴火警戒レベル4

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

イ 山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及びおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民の避難準備、避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者への島外避難の呼びかけを行う。

(5) 噴火警戒レベル5

ア 山頂噴火

居住地域までの必要な範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。

イ 山腹噴火

噴火の影響が及ぶ範囲、及びおそれのある範囲の立入規制を行う。

一般住民・避難行動要支援者の島内避難または島外避難、来島者の島外避難を行う。

八丈島噴火警戒レベルと避難対応の目安

	レベル1	レベル2	レベル3	レベル4	レベル5
噴火警戒レベル	活火山であることに留意	①火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火の可能性 ②火口周辺に影響を及ぼす山頂噴火が発生	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫
想定される噴火ケースと火山現象	≪山頂噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕流、火砕サージ、火山ガス、降灰後土石流】≫ ・火山性地震は少ない ・噴気、地熱はみられない、もしくははみられても弱い ・浅部で地震活動の高まり ・火山性微動がやや増加 ・顕著な噴気や地熱域が出現 ・噴火が発生し火口周辺に大きな噴石が飛散			≪山腹噴火【災害要因：噴石、火山灰、溶岩流、火砕サージ】≫ ・山腹または周辺の浅い海域（水深100m以浅）の浅部で地震が多発かつ顕著な地殻変動が発生 ・山腹または周辺の浅い海域（水深100m以浅）の浅部で地震活動が増大かつ急激な地殻変動が発生 ・山腹または周辺の浅い海域（水深100m以浅）で噴火が発生	
避難対応	≪山頂噴火≫ 立入規制（火口から1kmまでの範囲） 立入規制（居住地域境界より山頂側の範囲） 避難行動要支援者の避難準備 避難行動要支援者の島内避難／島外避難 来島者の島外避難			≪山腹噴火≫ 立入規制（噴火の影響が及ぶ範囲・及ぶおそれのある範囲） 一般住民の避難準備 一般住民の島内避難／島外避難 避難行動要支援者の島内避難／島外避難 来島者の島外避難	
	※必ずしも噴火警戒レベルが段階を追って引き上げられるとは限らないことに注意が必要である。 ※自主避難については、レベルに限らず対応する。 ※火山活動の状況や避難行動への影響などにより、避難対応はこの限りではない。			※山腹及び周辺海域（水深100m以浅）で噴火の場合は、ごく短時間で居住地域に影響が及ぶことから避難のためのリードタイムが短いため、迅速な避難が必要である。	

第2章 火山活動が活発化した場合の対応

1 防災関係機関の活動態勢

町、支庁、警察署、消防本部、消防団、都は、噴火警戒レベルに対応して、次の活動態勢をとる。

表 噴火警戒レベルに対応した活動態勢

噴火警戒レベル		町	支庁	警察署	消防本部	消防団	都
レベル5		災害対策本部 第4次 非常配備 態勢	地方隊 ～ 第3 非常配備 態勢	現場警備 本部	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 (出動)	災害対策本部 ～ 応急対策本部
レベル4			第3 非常配備 態勢				応急対策本部 ～ 災害即応 対策本部 ～ 情報連絡態勢
レベル3		災害対策本部 第2次 非常配備 態勢	第2～3 非常配備 態勢		災害対策本部 (出動待機)	災害対策本部 (出動待機)	情報連絡態勢
レベル2	②火口周辺に影響を 及ぼす噴火が発生	第1次 非常配備 態勢	第1 非常配備 態勢	連絡室設置	情報連絡態勢	情報連絡態勢	情報連絡態勢 ～ 情報監視態勢
	①火口周辺に影響を 及ぼす噴火の可能性	情報連絡態勢	情報連絡態勢 (通常)				情報連絡態勢
レベル1		通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	通常態勢	情報監視態勢

2 共同検討体制

(1) 平常時

町、支庁、警察署、消防本部、東京管区気象台は、火山活動が活発化した場合の対応について、コアグループにおける協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

八丈島火山防災協議会の構成機関は、火山活動が活発化した場合の対応について、協議会における協議を通じ、連携のとれた対応が図られるよう努める。

(2) 火山活動が活発化した場合

ア 共同検討体制

(ア) コアグループ

町は、コアグループにおいて、避難対応に係る協議等を行う。

また、コアグループにおける協議の内容等について、八丈島火山防災協議会などを活用し、防災関係機関等と調整や情報共有などを行う。

(イ) 合同会議

町は、避難対応に係る協議等を行う体制としてコアグループよりも大きな体制が必要と判断した場合、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、合同会議を開催する。

合同会議の構成機関や運営体制などは、火山活動の状況や検討すべき避難対応の内容などを踏まえ、支庁（都が島内に現地災害対策本部等を設置している場合は都）と協議の上、決定する。

(ウ) 火山専門家による助言

専門的知見に基づく火山活動の評価や推移の予測などの助言を求める場合は、八丈島火山防災協議会委員である火山専門家に助言を求める。

表 火山活動が活発化した場合の共同検討体制

共同検討体制	構成員・構成機関	主な協議事項
コアグループ	町 支庁 警察署 消防本部 東京管区気象台	<ul style="list-style-type: none"> 火山活動に関する情報の収集・分析に関する事項 火山活動の見通しに関する事項 立入規制が必要となる範囲の設定、拡大、縮小、解除に関する事項
合同会議	町、支庁・都、警察署、東京管区気象台・気象庁、火山専門家、消防本部、消防団、自衛隊、海上保安本部、東海汽船、航空会社、ライフライン事業者など ※町と支庁・都が協議の上、決定する。	<ul style="list-style-type: none"> 規制方法、規制範囲の周知などの立入規制に関する事項 避難行動が必要となる時期 避難対象地域の設定、拡大、縮小、解除に関する事項 避難手段の手配、避難経路の確保、避難所の開設などの避難に関する事項

イ 国の現地対策本部等との連携

都および町は、国が緊急（非常）災害現地対策本部、火山災害現地警戒本部、火山災害現地連絡調整室を設置する場合、連携を密にし、協力して避難対応等を行う。

3 自衛隊への災害派遣要請

(1) 派遣要請

都知事は、火山災害に際して、自衛隊法第83条第1項に基づき、人命もしくは財産の保護のため必要があると認めた場合、または町から災害派遣要請の要求があった場合は、自衛隊に対し災害派遣を要請する。

町長は、災害対策基本法第68条の2に基づき、人命または財産の保護のため必要があると認めた場合は、都知事（総務局）に対し自衛隊の災害派遣の要請を求める。また、町に災害が発生し、都知事に災害派遣の要請ができない場合には、直接関係部隊に通報する。この場合、速やかに都知事に通知する。

(2) 災害派遣部隊の受入れ

町は、派遣された部隊が効率的かつ円滑に活動できるよう、自衛隊の活動拠点として役場庁舎、その近隣の場所、舟艇等接岸可能地や校庭などを確保する。

部隊の進出等に係るヘリポートは、八丈島空港または富士中学校、富士野球場、大賀郷中学校、樫立運動場、三原小・中学校、末吉運動場を使用する。

(3) 災害派遣部隊の活動内容

災害派遣部隊の活動内容は、次のとおり。

表 災害派遣部隊の活動内容

区分	活動内容
被害状況の把握	○ 車両、航空機など状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害の状況を把握する。
避難の援助	○ 避難命令等が発令され、避難、立退きなどが行われる場合で必要があるときは、避難者の誘導、輸送などを行い、避難を援助する。
避難者等の捜索救助	○ 行方不明者、負傷者などが発生した場合は、通常他の救援活動に優先して捜索活動を行う。
水防活動	○ 堤防、護岸などの決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込みなどの水防活動を行う。
消防活動	○ 火災に対しては、利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力して消火に当たる（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
道路または水路の障害物除去	○ 道路もしくは水路が損壊し、または障害がある場合は、それらの障害物除去に当たる。
応急医療、救護および防疫	○ 被災者に対し、応急医療、救護および防疫を行う（薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）。
人員および物資の緊急輸送	○ 緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員および救援物資の緊急輸送を実施する。この場合において航空機による輸送は、特に緊急を要すると認められるものについて行う。
被災者生活支援	○ 被災者に対し、炊飯、給水、入浴、宿泊などの支援を実施する。
救援物資の無償貸付または譲与	○ 「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し、救援物資を無償貸付または譲与する。
危険物の保安および除去	○ 能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置および除去を実施する。
その他臨機の措置等	○ その他、自衛隊の能力で対処可能なものについては、臨機に所要の措置をとる。 ○ 災害対策基本法第63条3項、第64条第8項から第10項までおよび第65条第3項に基づき、区市町村長、警察官または海上保安官がその場にいない場合に限り、自衛隊は区市町村長に代わって警戒区域の設定等の必要な措置をとる。

4 噴火警報・予報の伝達

噴火警報・予報は、次の伝達系統により各関係機関に伝達される。

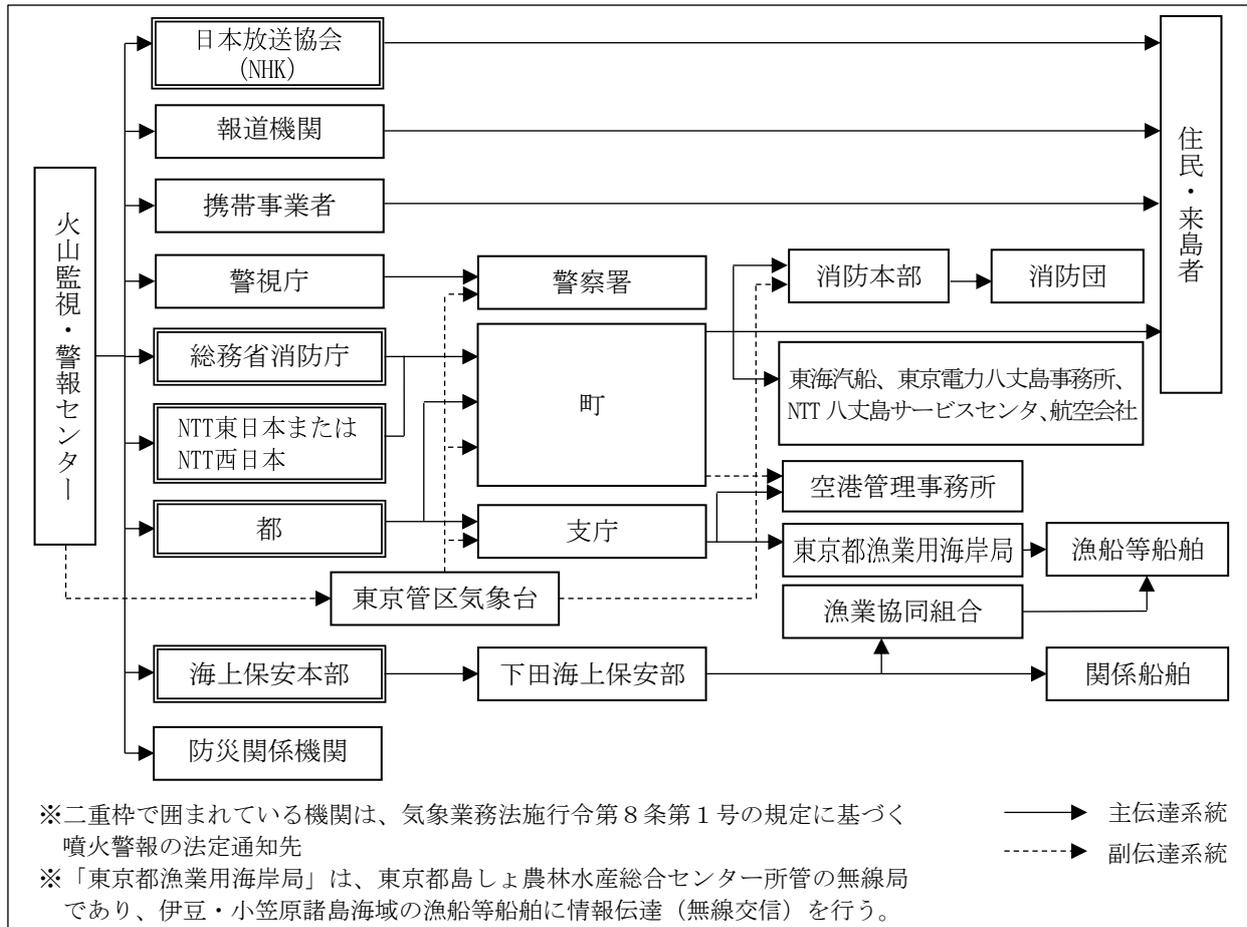


図 噴火警報・予報の伝達系統

5 情報連絡体制

火山災害が発生した場合は、円滑な応急対策を実施するため、次の情報連絡体制により迅速かつ的確な情報の連絡にあたる。

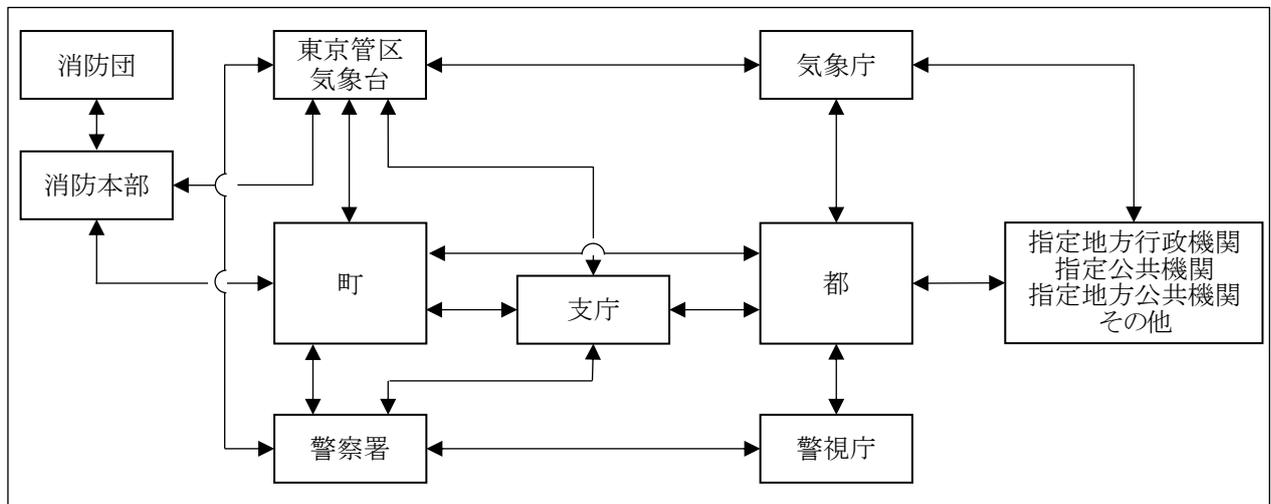


図 情報連絡体制

第3章 立入規制

1 立入規制の実施

(1) 立入規制の実施

町長は、気象庁発表の噴火警報・予報もしくは火山の状況に関する解説情報等を入手し、または東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言により、火口周辺等への立入規制を行う必要があると認める場合、支庁長、警察署長と協議の上、立入規制を行う。

立入規制と噴火警戒レベルの対応は、次のとおりとする。

表 立入規制と噴火警戒レベル

噴火警戒レベル	噴火ケース	立入規制の範囲
レベル5	山頂噴火	○ 居住地域までの必要な範囲
レベル4	山腹噴火	○ 噴火の影響が及ぶ範囲 ○ 噴火の影響が及ぶ恐れのある範囲
レベル3	山頂噴火	○ 居住地域境界より山頂側の範囲
レベル2		○ 山頂火口から概ね1 kmまでの規制
レベル1		○ 規制なし

※立入規制の範囲は、八丈島の噴火警戒レベルにおける警戒が必要な範囲（大きな噴石、火砕流、溶岩流の影響範囲）を基に設定する。規制範囲外であっても、風に乗って運ばれる火山灰や小さな噴石のほか、火山ガス、降灰後土石流などに注意が必要である。

(2) 都への報告等

町長は、立入規制を実施した場合、直ちに、支庁長を経由し都（総務局）に報告するとともに、警察署長、消防団長、東京管区気象台へ通知する。

(3) 立入規制の方法

立入規制の方法は、次のとおりとする。

- 町は、町道や遊歩道などの規制箇所規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 支庁は、都道、林道、遊歩道の規制箇所に規制看板を設置し、仮設柵等により封鎖する。
- 町、支庁、警察署は、火山活動の状況を確認した上で、規制箇所を巡回する。

(4) 施設からの退避

町及び警察署は、状況に応じて施設利用者等の退避の誘導を行う。

表 噴火警戒レベルと施設の対応

噴火警戒レベル		対応	施設名
レベル3		退避	○ 八丈富士牧野休憩舎 ○ 展望台
レベル2	②火口周辺に影響を及ぼす 噴火が発生	退避	○ 八丈富士牧野休憩舎 ○ 展望台
	①火口周辺に影響を及ぼす 噴火の可能性		

(5) 立入規制範囲への立入り

立入規制範囲へは、町の許可を得た者に限り立ち入ることができる。

2 住民等への周知

町は、立入規制を実施した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、立入規制範囲に通じる道路などに表示板を設置する。

また、防災行政無線、広報車、表示板、電光掲示板、町ホームページ、町広報紙などのほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設などでのチラシの掲示により、住民および来島者に広く周知を図る。

なお、立入規制について周知を図る際は、立入規制範囲外であっても火山灰や小さな噴石などに注意が必要であることを合わせて周知する。

3 立入者の把握

町は、立入許可申請の書類等を基に、規制範囲への立入者を把握する。

第4章 警戒区域

1 警戒区域の設定・解除

(1) 警戒区域の設定

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、またはまさに発生しようとしている場合において、住民および来島者の生命または身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは、東京管区気象台もしくは火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長と協議の上、災害対策基本法第63条に基づき、警戒区域を設定する。

(2) 警戒区域の解除

町長は、気象庁発表の噴火警報・予報を入手し、または東京管区気象台もしくは火山専門家からの助言を受け、関係機関との協議の結果、警戒区域の設定の必要がなくなったと判断した場合、警戒区域を解除する。

(3) 都への報告等

町長は、警戒区域を設定または解除した場合、直ちに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告するとともに、警察署長、東京管区気象台、消防団長に通知する。

(4) 警戒区域への立入制限等

町長は、警戒区域を設定した場合、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し、または当該区域からの退去を命ずる。

2 住民等への周知

町は、警戒区域を設定した場合、支庁と連携し、船客待合所、空港、観光施設、警戒区域に通じる道路などに表示板を設置する。

また、防災行政無線、緊急速報メール、広報車、表示板、電光掲示板、町ホームページ、町広報紙などのほか、関係機関を通じた船客待合所、空港、観光施設、宿泊施設などでのチラシの掲示により、住民および来島者に広く周知を図る。

なお、警戒区域を解除した場合は、設定した場合と同様に、住民および来島者に広く周知を図る。

第5章 避難情報

1 避難情報の発令

(1) 避難情報の発令

町長は、気象庁発表の噴火警報を入手し、火山現象により災害が発生し、または発生するおそれがある場合において、住民および来島者の生命または身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、火山専門家の助言を受け、支庁長、警察署長、東京管区気象台長、関係機関の長と協議の上、避難対象地域の住民等に対し、「避難準備・高齢者等避難開始」または「避難勧告」もしくは「避難指示（緊急）」を発令する。

なお、「避難勧告」または「避難指示（緊急）」を発令する場合において、必要があると認めるときは、立退き先を定めて発令する。

また、避難のための立退きを行うことにより、かえって生命または身体に危険が及ぶおそれがあるとする場合は、屋内での待避等の安全確保措置の指示を発令する。

(2) 都への報告

町長は、避難情報を発令した場合、速やかに、支庁長を経由し、都知事（総務局）に報告する。

(3) 「避難準備・高齢者等避難開始」の発令基準

「避難準備・高齢者等避難開始」は、噴火警戒レベル4が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火の可能性がある場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令する。

なお、噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす噴火の可能性がある場合には、「避難準備・高齢者等避難開始」の発令の有無にかかわらず、社会福祉施設、町立八丈病院、避難行動要支援者、避難支援等関係者に「避難準備」を伝達する。

(4) 「避難勧告」・「避難指示（緊急）」の発令基準

「避難勧告」および「避難指示（緊急）」は、噴火警戒レベル5が発表されるなど、居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫している場合、または住民等の安全確保のため必要と判断した場合に発令し、緊急を要するときは「避難指示（緊急）」を発令する。
 なお、島外避難は、次の判断要素から総合的に判断する。

表 島外避難の判断要素

区分	判断要素
島内全域における生命・身体への危険	<ul style="list-style-type: none"> ○ 山頂部でのカルデラ形成等に伴う大規模なマグマ水蒸気噴火や大規模なマグマ噴火（火砕流の発生、居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 沿岸部での大規模なマグマ水蒸気噴火（居住地域への多量の噴石や火山灰の降下）の可能性 ○ 山腹における多量の火山灰堆積後の大雨による島内全域での土石流発生の可能性 ○ 島内全域での震度5程度の有感地震の続発や顕著な山体変形による山体崩壊の可能性 ○ 大量の火山ガスの放出による重大な健康被害発生の可能性
島内避難が困難・島外避難への影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 島内の避難所において避難者を収容することが困難 ○ ライフライン等の被害により島内避難生活の維持が困難 ○ 気象や火山活動の状況により船舶の接岸や航行が不可能となる可能性 ○ 複数の避難港が被災し使用が不可能となる可能性 ○ 大量の火山灰の堆積や降灰後の大雨による土石流の発生などにより避難港への移送が不可能となる可能性

2 避難情報の伝達

(1) 避難情報の伝達体制

住民等への避難情報の伝達は、次の経路および手段により行う。

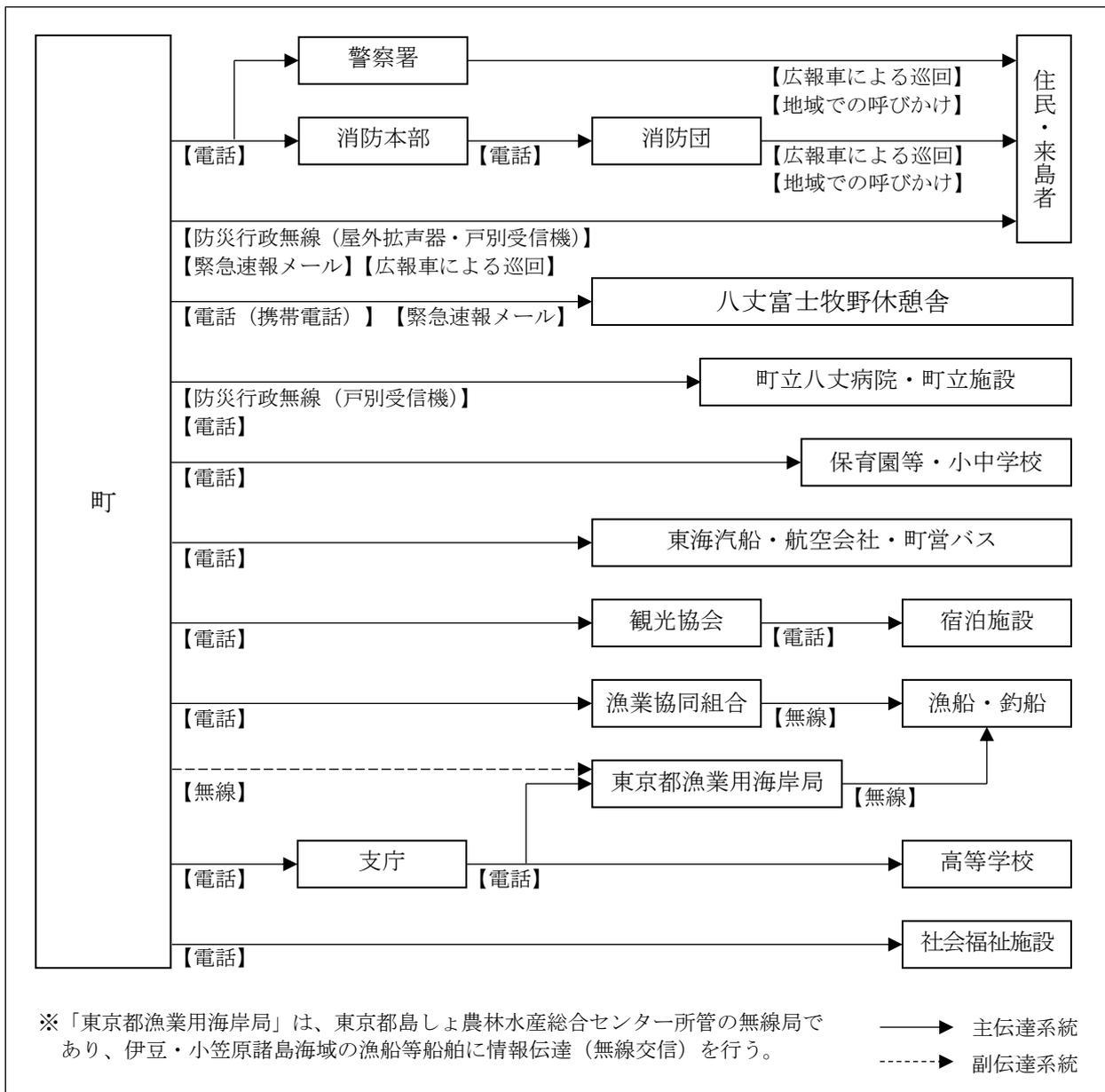


図 避難情報の伝達経路および伝達手段

(2) 避難情報の伝達内容

避難情報の伝達内容は、次のとおりとする。

- 避難の理由、可能性のある現象
- 避難対象地域
- 立入規制範囲
- 避難の切迫性
- 避難先
- 避難方法
- 携行品・服装の留意点
- 電気・ガス・水道の遮断、戸締り
- ペットの同行避難についての留意事項
- 近隣の住民等への避難等の呼びかけ

(3) 留意事項

大雨等で防災行政無線（屋外拡声器）が聴き取りにくい場合があるため、広報車（町、警察署、消防団）による巡回、消防団員による戸別訪問などの呼びかけを併用する。

避難行動要支援者への伝達は、町、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して行う。

第6章 避難対応

1 防災関係機関の準備

(1) 町

町は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 住民に対する避難準備の呼びかけ（非常持出品の準備、避難方法の確認など）
- 関係機関への避難対応準備の連絡
- 町道の点検、機能確保
- 災害備蓄品の点検
- 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認
- 避難者総数の把握
- 避難所の開設、点検
- 航空会社、東海汽船への避難対応準備の要請
- 避難手順の確認

(2) 支庁

支庁は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 都道・港・空港の点検、機能確保
- 災害備蓄品の点検
- 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認

(3) 警察署・消防本部・消防団

警察署、消防本部、消防団は、避難対応に備え、火山活動の状況に応じて次の対応をとる。

- 装備等の点検等
- 防災機能（庁舎、通信設備など）の確認

2 一般住民の島内避難

(1) 避難方法

ア 基本とする避難方法

地区の避難場所に徒歩で避難し、避難場所から避難先まで町営バスで移送する。または、地区の一時集合場所まで徒歩で移動し、指定された避難場所に避難した後、指定された避難場所から避難先までは町営バスで移送する。

なお、避難対象地域に危険が切迫し、避難場所と避難先を町営バスで往復する時間的な余裕がない場合、または、居住地域の実情により必要な場合は、避難先への直接避難を行う。

イ 自家用車による避難

次の場合は、地区の避難場所への自家用車による避難、または、自家用車による避難先への直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風などの気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

ウ 避難経路

避難先までの経路は、都道を基本とする。

エ 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

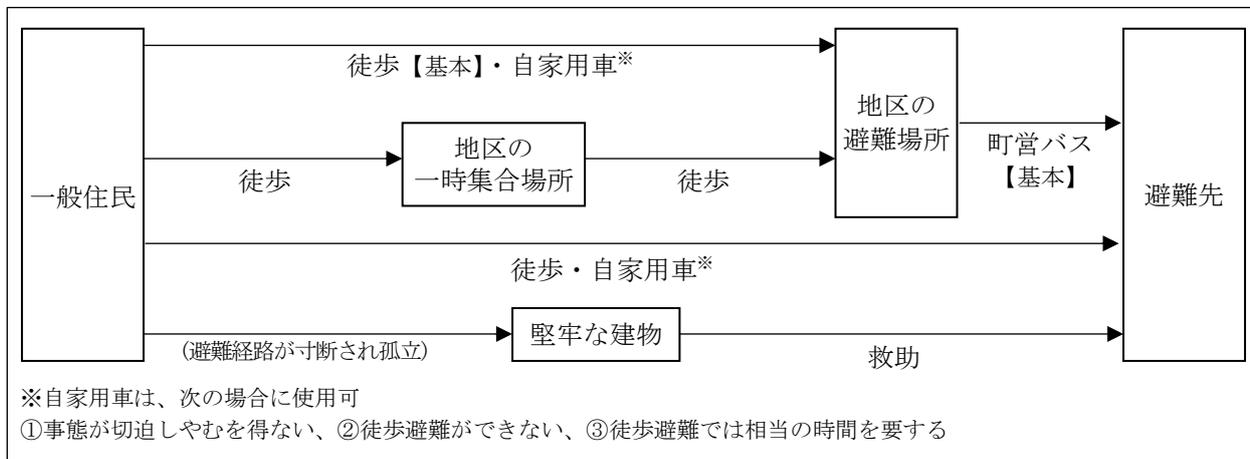


図 島内避難の方法

(2) 移送手段の確保

町は、移送手段として、バスを確保する。

(3) 避難先

避難先は、町が指定する避難所とする。なお、避難対象地域ごとの避難先は、「表 避難対象地域別避難計画（総括）」のとおりである。

※本避難計画（素案）策定後検討を行う。

(4) 避難誘導

ア 避難誘導者

避難誘導は、町職員、警察官、消防団員が行う。

イ 避難方向の指示

町は、支庁からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向など）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、町防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）等を携行し、町からの指示に基づき、避難者および避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

ウ 交通規制

警察署は、避難対象地域への車両の進入を規制する。

エ 残留者の確認

町職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

表 避難対象地域別避難計画（総括）※本避難計画（素案）策定後検討を行う。

3 一般住民の島外避難

(1) 島外避難の要請

町長は、島外避難を判断した場合、支庁長を経由し、都知事（総務局）に避難者の島外移送を要請する。

(2) 避難方法

ア 島内

(ア) 基本とする避難方法

地区の避難場所に徒歩で避難した後、指定された避難場所から避難港まで町営バスで移送する。または、地区の一時集合場所まで徒歩で移動し、指定された避難場所に避難した後、指定された避難場所から避難港までは町営バスで移送する。

なお、次の場合は、地区の避難場所への自家用車による直接避難を可とする。ただし、相乗りを原則とするとともに、避難誘導者から避難方向等の指示を受けて避難する。

- 居住地域近くで噴火が開始するなど、事態が切迫し、やむを得ない場合
- 降雨や強風などの気象状況により、徒歩による避難ができない場合
- 居住地域の実情等により、徒歩による避難では、相当の時間を要する場合

(イ) 避難経路

避難港までの経路は、都道を基本とする。

(ウ) 事前に島内避難している場合の避難

事前に島内避難している場合は、避難所から避難港まで町営バスで移送する。

(エ) 孤立した場合の避難

避難経路が寸断され孤立した場合は、堅牢な建物に避難し救助を待つ。

イ 島外

(ア) 海上移送

避難港から受入港までは、都（港湾局・総務局）が確保する船舶で移送する。

(イ) 陸上移送

受入港から避難先までは、都（財務局）が確保するバス等を中心とした手段で移送する。

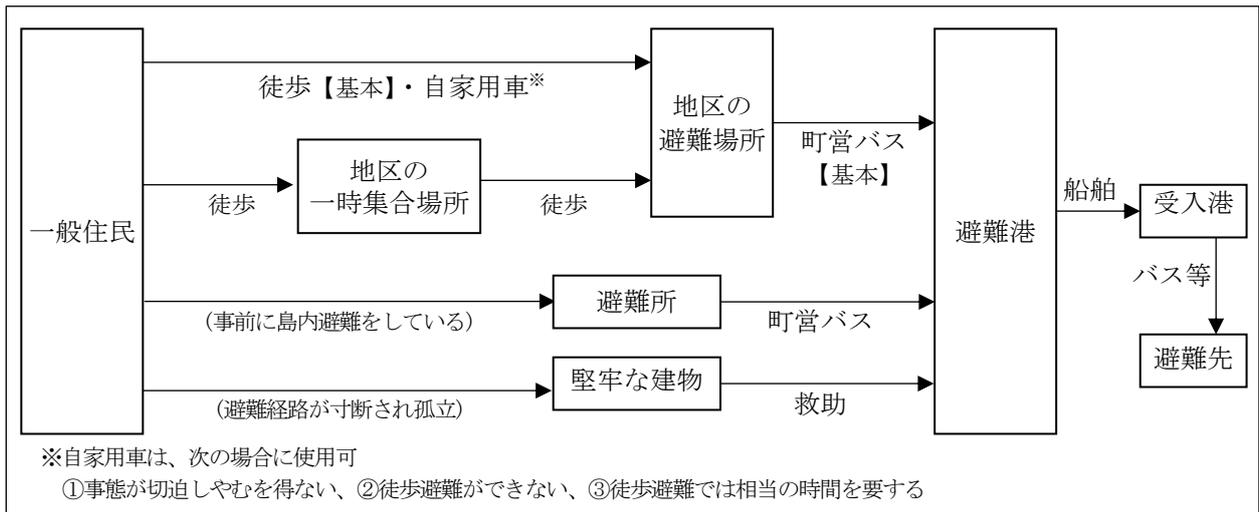


図 島外避難の方法

(3) 移送手段の確保

ア 島内

町は、島内移送の手段としてバスを確保する。

イ 島外

都（港湾局・総務局）は、海上移送の手段として、東海汽船や協定締結団体などから船舶を確保する。また、海上保安本部、自衛隊に海上移送を要請する。

都（財務局）は、陸上移送の手段として、東京バス協会等からバス等を確保する。

(4) 港

ア 避難港

避難港は、神湊港（底土港）、八重根港を基本とし、状況に応じて、その他の港や海岸を利用する。

町長は、気象、火山活動、道路・港の状況等から避難港を選定し、支庁長に報告する。

イ 受入港

受入港は東京港を基本とし、都（港湾局）が東京港内に船舶の係留場所を確保する。また、近隣県の港を利用する必要がある場合は、都（総務局）が近隣県と調整する。

(5) 避難先

都（総務局・福祉保健局）は、受入港からの距離や避難者数などを踏まえ、東京港周辺区（千代田区、中央区、港区、江東区、品川区など）や都各局などと調整し、避難先を決定する。

(6) 避難誘導

ア 島内

(ア) 避難誘導者

避難誘導は、町職員、警察官、消防団員が行う。

(イ) 避難方向の指示

町は、支庁からの情報（都道の路面状況等）や気象庁が発表する火山に関する情報等の情報（噴火場所、降灰方向など）を勘案し、避難誘導者に避難方向を指示する。

避難誘導者は、町防災行政無線（移動局）、警察無線（車載局・携帯局）、消防無線（車載局・携帯局）等を携行し、町からの指示に基づき、避難者および避難車両の運転手へ避難方向等を指示する。

(ウ) 車両誘導

警察署は、避難港周辺で車両を誘導する。

(エ) 残留者の確認

町職員、警察官、消防団員は、残留者の確認を行う。

避難指示に従わない者に対しては、避難誘導者が危険性等を説明し、避難するよう説得に努める。

(オ) 船舶への誘導

町は、船舶への誘導に当たり、乗船者名簿により乗船者の確認を行う。また、船舶への誘導については、支庁や消防団などの関係機関の協力を得て実施する。

イ 島外

都（福祉保健局）は、受入港から避難先までの避難誘導について、警視庁等の関係機関の協力を得て実施する。

4 児童・生徒等の避難

(1) 避難情報の伝達

町は、児童・生徒等の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、保育園、小学校、中学校に避難情報を伝達する。

支庁は、生徒の在校中に避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合、高等学校に避難情報を伝達する。

(2) 避難対応

学校長は、児童・生徒等の在校中に町または支庁から避難情報の連絡があった場合、直ちに授業を中止し、保護者に連絡の上、帰宅の措置をとる。

ただし、事態が切迫している場合には、島内避難の場合は避難先まで、島外避難の場合は避難港までバス等で移送する。

5 避難行動要支援者の避難

(1) 避難の基準

避難行動要支援者の避難準備、島内避難、島外避難は、次の場合に行う。

表 避難行動要支援者の避難の基準

区分	噴火ケース	基準
避難準備	山頂噴火	○ 噴火警戒レベル3が発表されるなど、居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす山頂噴火の可能性がある場合
島内避難	山頂噴火 山腹噴火	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令された場合
島外避難	山頂噴火 山腹噴火	○ 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）が発令され、火山活動の状況等から島外避難が必要と判断した場合

(2) 避難支援

避難行動要支援者の避難支援は、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者が連携して行う。

(3) 島内避難

避難行動要支援者の島内における避難先は、二次避難所（福祉避難所）とする。

避難先までは、町が関係機関と連携し、適切な手段により移送する。なお、家族等の支援者が移送する場合は、自家用車の利用を可とする。

(4) 島外避難

町は、避難行動要支援者の島外避難を判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

島外への移送については、都（福祉保健局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

6 来島者の避難

町は、来島者に対して、観光協会、東海汽船、航空会社、宿泊施設などを通じ、島外避難を呼びかける。

また、住民や防災関係機関などの関係者以外の来島を控えるよう、広く一般に呼びかける。

7 住民の自主避難

(1) 島内での自主避難

町は、島内での自主避難を希望する住民に対して、避難所を開設するとともに、食料や生活必需品などを携行するよう周知する。

なお、島内での自主避難は、自力での避難所への移動、避難者による自活を基本とする。

(2) 島外への自主避難

町は、住民に対して、島外の親戚、知人宅などに自主避難する場合には、町に所在を把握できる情報を連絡するとともに、空港や港に自家用車を放置しないよう呼びかける。また、空港や港までの移動手段として町営バスを運行させる。

町は、住民からの情報を基に所在を把握し、島外へ自主避難した住民の名簿を作成する。

8 避難に際し住民のとりべき対応

避難に際し住民のとりべき対応は、次のとおりである。

- 事前に、避難が必要となる状況、一時集合場所・避難場所・避難所などを防災マップ等で把握しておくこと。
- 事前に、避難の際の携帯品を準備しておき、避難の際は、混乱を避けるため制限を守ること。常備薬等の医薬品は、避難が長期にわたる可能性も含め、十分な量を携帯すること。
- 避難の前には、必ず火気器具は消火を確認し、ガスはボンベのバルブを閉め、電気はブレーカーを切るなど出火を防止すること。
- 避難の際は、頭巾・ヘルメット、動きやすい靴、防塵眼鏡、マスクを着用すること。
- 避難の際は、避難誘導者（町職員、警察官、消防団員）等の引率者の指示に従うこと。
- 避難の際は、近隣への声かけ、町、支庁、警察署、消防団などの避難支援等関係者と連携した避難行動要支援者の避難支援など、互いに協力して全員が安全に避難できるようにすること。
- 島外へ自主避難をする場合は、町に連絡先等を報告すること。また、空港や港に自家用車を放置せず、移動にあたっては町営バスで移動すること。
- ペットと同行避難する場合は、第7章3に定める留意事項を守ること。
- 行動は冷静に行い、不確実な情報に惑わされないよう注意すること。

第7章 避難に伴う対応措置

1 医療救護

町は、噴火による傷病者の対応を、町立八丈病院または避難所に設置する医療救護所において行う。なお、町立八丈病院での対応が困難な場合は、支庁から都（島しょ保健所）を通じ、都（福祉保健局）に応援または患者の島外への搬送を要請する。

都（福祉保健局）は、町から要請があった場合、町立八丈病院への都医療救護班の派遣等または島外の医療機関への搬送を行う。

2 行方不明者等の捜索・救助

行方不明者または要救助者が発生した場合、警察署、消防本部、消防団は、捜索または救助を行う。また、町は、必要に応じて、支庁を経由し、都（総務局）に応援を要請する。

都（総務局）は、町から要請があった場合、関係機関に捜索または救助を要請する。

3 ペットの同行避難

ペットは、同行避難を可とする。

なお、ペットの所有者に対する同行避難についての留意事項は、次のとおりとする。

- 避難の際は、リード・首輪を装着し、ケージやキャリーバックに收容すること。
- ペット用の餌、水、食器、トイレ用品などのペット用品を携行すること。
- 避難所では、指定された飼養スペースにおいて、自己責任で飼養すること。
- 避難所の管理者、現地動物救護本部などの指示に従い、適正な飼養に努めること。

4 産業動物対策

支庁および町は、事業者から要請があった場合、産業動物の移送、受入れについて調整する。

5 残留機関の現地活動対策

島外避難に当たっては、災害対応、ライフライン維持、治安維持、火山観測などの現地活動を行う残留機関を支援するための拠点を、島内や洋上の船舶などに、状況に応じて設置する。

現地活動を行うに当たっては、町に活動内容や規模などを届け出ること。また、細心の注意を払うとともに、火山活動の推移により避難が必要になった場合の避難方法について、あらかじめ検討すること。

第8章 避難生活

1 島内での避難生活

(1) 避難所の開設

町は、避難所を開設する。

なお、学校施設を使用する場合は、避難が長期化した際の授業再開に関して調整を図ることに留意する。

(2) 避難所の運営

ア 避難所事務所の開設

避難所には、避難所の運営本部として「避難所事務所」を設置し、避難所運営の拠点とする。

イ 自主運営組織の確立

避難所での生活の長期化を考慮し、原則として自主防災組織等の代表者による自主運営組織を確立する。

組織の運営に当たっては、女性の参画を求めるとともに、男女のニーズの把握、性別での役割固定化がないよう配慮する。

町職員は、自主運営組織の確立や円滑な運営のための支援を行う。

ウ 避難所担当職員会議

町は、避難所担当職員を定期的に町役場（町災害対策本部）に集め、避難所の管理・運営方法、二次災害対策などの諸対策について情報交換や協議を行う。

避難所担当職員は、町（町災害対策本部）からの情報を避難者に提供する。

エ 避難環境の整備

町は、関係機関と連携し、可能な限り次のような避難所の生活環境の整備に努める。

- 生活、休憩、更衣などのスペース確保
- 専用エリア（要配慮者、乳幼児のいる家庭、単身女性など）、男女別更衣室・物干場、授乳室、女性用トイレの設置等の配慮
- 避難者のプライバシー確保
- 飲料水や食品の安全確保
- トイレ機能の確保
- 室内、トイレ、ごみ保管場所などの衛生管理
- 防犯対策
- 医療救護所の設置
- 感染症予防、患者発生時の感染拡大防止
- 冷暖房、公衆電話、掲示板などの設置
- 防火対策

(3) 救援体制

ア 食料・生活必需品等の供給

(ア) 食料の供給

町は、炊き出し等の体制が整うまでの間、備蓄または調達する食料を支給し、体制が整った後は、町の給食施設を使用した炊き出しや加工食品の調達を実施する。

なお、必要に応じて、支庁を經由し、都（福祉保健局）に食料の調達を要請するとと

もに、都（総務局）に自衛隊による炊飯等の要請を求める。

（イ）生活必需品等の供給

町は、備蓄または調達する生活必需品等を支給する。なお、必要に応じて、支庁を経由し、都（福祉保健局）に生活必需品等の調達を要請する。

（ウ）食料・生活必需品等の輸送拠点

調達した食料および生活必需品等の輸送拠点は、町役場、神湊港（底土港）、八重根港、八丈島空港、その他の公共施設等とする。

イ 健康管理

町は、在宅の難病患者および体調不良を訴える避難者の対応を、町立八丈病院または避難所に設置する医療救護所において行う。また、巡回健康相談等を行うため、保健師・管理栄養士その他必要な職種からなる保健活動班を編成し、避難所等に派遣する。

都（福祉保健局）は、町における保健活動班の活動が円滑に行われるよう支援する。また、こころのケアについて、必要に応じて、巡回精神相談チームの避難所等への派遣、電話相談窓口や外来相談窓口の設置を行う。

（４）要配慮者対策

町は、自宅や避難所で生活している要配慮者（高齢者、障害者など）に対し、状況に応じて二次避難所（福祉避難所）を開設する。また、二次避難所（福祉避難所）を開設した場合は、開設日時、場所、避難者数、開設予定期間、避難所周辺の状況などを、所定の様式により、速やかに、都（福祉保健局）、警察署、消防団などの関係機関に連絡する。

町は、島内での避難生活が困難であり、島外の施設または医療機関等への移送が必要と判断した場合、支庁を経由し、都（福祉保健局）に島外への移送を要請する。

移送については、都（福祉保健局）と町で協議の上、適切な手段により移送することとし、都（福祉保健局・総務局）が関係機関に移送を要請する。

（５）ペット対策

都（福祉保健局）や東京都獣医師会等関係団体が協働して設置する「動物救援本部」が中心となり、被災動物の保護等を行う。

町は、避難所敷地内または近傍に飼養場所を確保するとともに、都（福祉保健局）と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

都（福祉保健局）は、「動物保護班」および「動物医療班」を編成し、被災住民等への動物救護に関する情報の提供、被災動物の保護・搬送、町からの応援要請に基づく避難所での獣医療に携わる。また、町と協力し、ペットの所有者に適正飼養を指導する。

（６）その他

ア 治安の維持

警察署は、都道等の封鎖、検問により、避難対象地域への立入りを規制する。また、町は、報道機関等を通じて規制措置を周知する。

警察署は、避難所における防犯のため、町や避難所の自主運営組織と連携し、避難者への注意喚起や不審通報などを呼びかける。

イ 報道機関への対応

町および支庁は、記者発表場所、報道機関の待機場所を設置する。

記者発表は、町長が行う。その際、火山活動や避難対象地域に関する資料を配布する。報道機関には、避難支援や生活安定のための情報等について報道するよう依頼するとと

もに、安全な取材、報道活動を要請する。

ウ 相談窓口の設置

町は、必要に応じて庁舎および避難所に相談窓口を設置し、町職員を配置して住民からの相談に当たる。

エ 受援対策

町、警察署、消防本部は、応援を要請した場合、応援部隊の受入場所や宿泊施設の確保などの受援対策に努める。

2 島外での避難生活

避難所の開設・運営、要配慮者対策、ペット対策、応急住宅対策、応急教育などの避難生活の支援は、都地域防災計画等に基づき、都、町、関係機関が連携して実施する。

【マニュアル編】

※マニュアル編は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。

【附属資料】

※附属資料は、本避難計画（素案）策定後検討を行う。